

議案第 38 号

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する  
条例

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例（平成 27 年 3 月目黒  
区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号ア中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」  
に改め、同項第 5 号及び第 6 号を削る。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる満 3 歳未満保育認定子ども（  
特定満 3 歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）が受けた特定教育・保  
育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者  
負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定被監護者等が 2 人以上ある世帯に属する場合であって、当該特定被  
監護者等のうち 2 番目の年長者である満 3 歳未満保育認定子ども（次号に  
掲げる者を除く。） 別表第 1 の 1 又は 2 に定める額に 100 分の 50 を  
乗じて得た額
- (2) 特定被監護者等が 3 人以上ある世帯に属する場合であって、当該特定被  
監護者等のうち 3 番目以降の年長者である満 3 歳未満保育認定子ども及び  
ひとり親等世帯（当該年度分（4 月から 8 月までの月分の利用者負担額に  
ついては、前年度分とする。）の区市町村民税のうち所得割課税額が 77,  
101 円未満であって、特定被監護者等が 2 人以上あるものに限る。）に

属する満3歳未満保育認定子ども（令第14条第1号イ及びロに掲げる者に限る。） 無料

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条第1項中「（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものを除く。）」を削り、「別表第2に定めるとおり」を「無料」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「別表第4」を「別表第2」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別表第5」を「別表第3」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「目黒区立こども園条例」の次に「（平成24年9月目黒区条例第41号）」を加え、「別表第6」を「別表第4」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別表第7」を「別表第5」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

#### 1 保育標準時間

各月初日の教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層 区分	定義	3歳未 満児	3歳以 上児
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改	円	円

	<p>正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「被保護世帯等」という。）並びに教育・保育給付認定保護者が里親である世帯</p>			0	0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯			0	0
C <sub>1</sub>	A階層を除	ひとり親等世帯		1,000	0
	き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯以外の世帯		2,000	0
C <sub>2</sub>	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯		1,250	0
		ひとり親等世帯以外の世帯		2,500	0
C <sub>3</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上の世帯	ひとり親等世帯		1,600	0
		ひとり親等世帯以外の世帯		3,200	0
D <sub>1</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯		3,550	0
		ひとり親等世帯以外の世帯		7,100	0

D 2	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	4,400	0
	税のうち所得割課税額が 60,000円以上75,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 以外の世帯	8,800	0
D 3	当該年度分の区市町村民 税のうち所得割課税額が 75,000円以上90,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の 区市町村民税の うち所得割課税 額が77,101円未 満のものに限る 。)	4,950	0
		ひとり親等世帯 (当該年度分の 区市町村民税の うち所得割課税 額が77,101円以 上のものに限る 。)及びひとり 親等世帯以外の 世帯	9,900	0
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,500	0
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		20,600	0
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		23,100	0
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課			

	税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	25,900	0
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	28,300	0
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	31,000	0
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	33,400	0
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	36,100	0
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	38,700	0
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	41,400	0
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	43,900	0
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	46,400	0
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	48,000	0
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	50,000	0
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	55,200	0
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	62,100	0
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	69,400	0

D <sub>21</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	75,700	0
D <sub>22</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	77,700	0
D <sub>23</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	79,000	0
D <sub>24</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	80,400	0
D <sub>25</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	81,600	0

## 2 保育短時間

各月初日の教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	
階層 区分	定義	3歳未 満児	3歳以 上児
A	被保護世帯等及び教育・保育給付認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C <sub>1</sub>	A階層を除き ひとり親等世帯	1,000	0
	当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯 ひとり親等世帯以外の世帯	2,000	0

C 2	A階層を除 き当該年度 分の区市町	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	1,250	0
		税のうち所得割課税額が 30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯 以外の世帯	2,500	0
C 3	村民税のう ち所得割課 税額が0円 以外の世帯	当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	1,600	0
		税のうち所得割課税額が 30,000円以上45,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 以外の世帯	3,200	0
D 1		当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	3,500	0
		税のうち所得割課税額が 45,000円以上60,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 以外の世帯	7,000	0
D 2		当該年度分の区市町村民	ひとり親等世帯	4,350	0
		税のうち所得割課税額が 60,000円以上75,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 以外の世帯	8,700	0
D 3		当該年度分の区市町村民 税のうち所得割課税額が 75,000円以上90,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 (当該年度分の 区市町村民税の うち所得割課税 額が77,101円未 満のものに限る 。)	4,900	0
			ひとり親等世帯 (当該年度分の 区市町村民税の うち所得割課税 額が77,101円以		

	上のものに限る 。)及びひとり 親等世帯以外の 世帯	9,800	0
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が90,000円以上125,000円未満の世帯	16,300	0
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が125,000円以上160,000円未満の世帯	20,300	0
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が160,000円以上195,000円未満の世帯	22,800	0
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が195,000円以上220,000円未満の世帯	25,500	0
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が220,000円以上245,000円未満の世帯	27,900	0
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が245,000円以上270,000円未満の世帯	30,500	0
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が270,000円以上295,000円未満の世帯	32,900	0
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が295,000円以上320,000円未満の世帯	35,500	0
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	38,100	0
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	40,700	0
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	43,200	0
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課		



	税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	45,700	0
D <sub>16</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	47,200	0
D <sub>17</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	49,200	0
D <sub>18</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	54,300	0
D <sub>19</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	61,100	0
D <sub>20</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	68,300	0
D <sub>21</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	74,500	0
D <sub>22</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	76,400	0
D <sub>23</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	77,700	0
D <sub>24</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	79,100	0
D <sub>25</sub>	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課 税額が1,300,000円以上の世帯	80,300	0

注1 年齢の区分は、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した年度の初日の前日における教育・保育給付認定子どもの満年齢による。

2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号

に規定する均等割をいう。

- 3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 5 月の中途において特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

別表第2及び別表第3を削る。

別表第4中「第7条」を「第6条」に改め、同表の1中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表を別表第2とする。

別表第5中「第8条」を「第7条」に改め、同表を別表第3とする。

別表第6中「第9条」を「第8条」に改め、同表を別表第4とする。

別表第7中「第10条」を「第9条」に改め、同表を別表第5とする。

#### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例第3条第2項、第4条及び別表第1の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

（目黒区立幼稚園条例の一部改正）

第3条 目黒区立幼稚園条例（昭和42年11月目黒区条例第34号）の一部

を次のように改正する。

第7条第2項中「（以下「利用者負担額」という。）」を削る。

第8条及び第9条を削る。

第10条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

（目黒区立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の目黒区立幼稚園の利用に係る利用者負担額の減免、還付その他の取扱いについては、なお従前の例による。

（目黒区立こども園条例の一部改正）

第5条 目黒区立こども園条例（平成24年9月目黒区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2号」を「第3条第1号」に改める。

第9条第2項中「（以下「利用者負担額」という。）」を削る。

第11条を削る。

第12条の見出し中「利用者負担額等」を「時間外保育料等」に改め、同条中「利用者負担額、」及び「（以下「利用者負担額等」という。）」を削り、同条を第11条とする。

第13条第4号中「利用者負担額等」を「時間外保育料及び一時預かり保育料」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

（目黒区立こども園条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 施行日前の目黒区立こども園の利用に係る利用者負担額の減免、還付その他の取扱いについては、なお従前の例による。

（説明） 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）により子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）が改正されることに伴

い、満3歳以上の子どもに係る幼稚園、こども園、保育所等の利用者負担額を無料とするとともに、多子世帯に係る保育所等の利用者負担額の軽減措置を拡充し、併せて目黒区立幼稚園条例等の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (省略)</p>
<p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) ひとり親等世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の利用に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>を扶養しているものの世帯</p> <p>イ・ウ (現行に同じ。)</p>	<p>2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) ひとり親等世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の利用に係る<u>支給認定子ども</u>を扶養しているものの世帯</p> <p>イ・ウ (省略)</p>
<p>(5) 区立幼稚園 目黒区立幼稚園条例(昭和42年11月目黒区条例第34号)に基づき設置した幼稚園をいう。</p> <p>(6) 区立こども園 目黒区立こども園条例(平成24年9月目黒区条例第</p>	<p>(5) 区立幼稚園 目黒区立幼稚園条例(昭和42年11月目黒区条例第34号)に基づき設置した幼稚園をいう。</p> <p>(6) 区立こども園 目黒区立こども園条例(平成24年9月目黒区条例第</p>

41号)に基づき設置したこども園をいう。

(利用者負担額)

第3条 (省略)

2 前項の規定にかかわらず、特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どものほかに保育所、認定こども園、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。次条第2項第1号において同じ。)その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から特定地域型保育、特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども(以下この項において「保育所等在籍等子ども」という。)が1人以上ある世帯に属する場合であつて、当該支給認定子どもが最年長の保育所等在籍等子どもの場合、当該支給認定子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、別表第1の1又は2に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

(利用者負担額)

第3条 (現行に同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。)が受けた特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する場合であつて、当該特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども(次に掲げる者を除く。)別表第1の1又は2に定める額に100分の50を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等が3人以上ある世帯に属する場合であつて、当該特定被監護者等のうち3番目以降の年長者である満3歳未満保育認定子ども及びひとり親等世帯(当該年度分(4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。))の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満であつて、特定被監護者等が2人以上あるものに限る。)に属する満3歳未満保育認定子ども(令第14条第1号イ及びロに掲げる者に限る。) 無料

3 前2項の規定にかかわらず、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族である子どもが3人以上ある世帯に属する場合であって、当該支給認定子どもが第3子以降の子どもであるときは、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。次号及び次条第3項第1号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）別表第1の1又は2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる者に限る。）及びひとり親

等世帯（当該年度の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満であつて、特定被監護者が2人以上あるものに限る。次条第3項第2号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハマまでに掲げる者に限る。）

無料

第4条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものを除く。）並びに特別利用保育及び特別利用地域型保育に係るものは、別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、当該支給認定子どもほかに幼稚園、認定こども園、保育所その他区長が認める施設に在籍し、又は特定地域型保育事業者から特別利用地域型保育若しくは特定利用地域型保育を受けている小学校就学前子ども（以下この号及び次号において「幼稚園等在籍等子ども」という。）が1人以上ある世帯に属する場合であつて、次のいずれかに該当するとき（次号及び第3号に該

第4条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの並びに特別利用保育及び特別利用地域型保育に係るものは、無料とする。



当する場合を除く。）。

- ア 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どもうち、最年長の幼稚園等在籍等子ども（以下この号及び次号において「最年長子ども」という。）及び最年長子ども次の年長の幼稚園等在籍等子ども（以下この号において「次年長子ども」という。）でないとき 無料
- イ 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どもうち、次年長子どもであるとき 別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗

じて得た額

- (2) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、学校教育法第1条に規定する小学校（同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。次号において同じ。）の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（これに準ずる者として区長が認めるものを含む。次号において同じ。）が
- 1人ある世帯に属する場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

- ア 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どもうち、最年長子どもでないとき 無料
- イ 当該支給認定子どもが、幼稚園等在籍等子どもうち、最年長子ども

もであるとき 別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗

じて得た額

(3) 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用に係る支給認定子どもが、小学校の第1学年から第3学年までに在籍する子どもが2人以上ある世帯に属する場合

無料

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育に係る利用者負担額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等が2人以上ある世帯（当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満（満3歳以上保育認定子どもが特別利用教育を受けた場合にあつては、57,700円未満）の世帯に限る。次号において同じ。）に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロに掲げる者に限る。）（次号に掲げる者を除く。）

別表第2に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額（B階層に属する世帯に属する支給認定子どもにあつては、無料）

(2) 特定被監護者等が2人以上ある世帯に属する支給認定子ども（令第1

4条の2第1項第2号イからハマまでに掲げる者に限る。）及びひとり親等世帯に属する支給認定子ども（令第14条の2第1項第1号イ及びロ並びに第2号イからハマまでに掲げる者に限る。）無料

第5条 利用者負担額のうち特定教育・保育（教育に限る。）及び特別利用教育に係るもの（区立幼稚園及び区立こども園の利用に係るものに限る。）は、別表第3に定めるとおりとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の利用者負担額について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「次条第1項及び同条第2項において準用する前項」と、「別表第2」とあるのは「別表第3」と、「額（B階層に属する世帯に属する支給認定子どもにあつては、無料）」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第6条（省略）

（区立保育所時間外保育料）

第7条 目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）第2条の2第2号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立保育所時間外保育料」という。）の額は、別表第4に定めるとおりとする。

第5条（現行に同じ。）

（区立保育所時間外保育料）

第6条 目黒区立保育所条例（昭和40年6月目黒区条例第25号）第2条の2第2号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立保育所時間外保育料」という。）の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(区立保育所一時預かり保育料)

第7条 目黒区区立保育所条例第2条の2第3号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立保育所一時預かり保育料」という。）の額は、別表第3に定めるとおりする。

(区立こども園時間外保育料)

第8条 目黒区区立こども園条例（平成24年9月目黒区条例第41号）第3条第3号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立こども園時間外保育料」という。）の額は、別表第4に定めるとおりする。

(区立こども園一時預かり保育料)

第9条 目黒区区立こども園条例第3条第4号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立こども園一時預かり保育料」という。）の額は、別表第5に定めるとおりする。

第10条（現行に同じ。）

別表第1

(省略)

(区立保育所一時預かり保育料)

第8条 目黒区区立保育所条例第2条の2第3号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立保育所一時預かり保育料」という。）の額は、別表第5に定めるとおりする。

(区立こども園時間外保育料)

第9条 目黒区区立こども園条例第3条第3号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立こども園時間外保育料」という。）の額は、別表第6に定めるとおりする。

(区立こども園一時預かり保育料)

第10条 目黒区区立こども園条例第3条第4号に規定する事業の利用に係る保育料（以下「区立こども園一時預かり保育料」という。）の額は、別表第7に定めるとおりする。

第11条（省略）

別表第1

(資料別表第1のとおり。)

別表第2

(資料別表第2のとおり。)

別表第3

(資料別表第3のとおり。)

別表第2 (第6条関係)

1 区立保育所延長保育料 (月単位)

各月初日の <u>教育・保育給付認定子ども</u> の属する世帯の階層区分		区立保育所延長保育料 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	被保護世帯等及び <u>教育・保育給付認定保護者が里親である世帯</u>	(現行に同じ。)		
(現行に同じ。)				

注1 年齢の区分は、時間外保育を利用した年度の初日の前日における教育・保育給付認定子どもの満年齢による。

2～5 (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

別表第3 (第7条関係)

(現行に同じ。)

別表第4 (第8条関係)

(現行に同じ。)

別表第4 (第7条関係)

1 区立保育所延長保育料 (月単位)

各月初日の <u>支給認定子ども</u> の属する世帯の階層区分		区立保育所延長保育料 (月額)		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	被保護世帯等及び <u>支給認定保護者が里親である世帯</u>	( 省 略 )		
( 省 略 )				

注1 年齢の区分は、時間外保育を利用した年度の初日の前日における支給認定子どもの満年齢による。

2～5 (省略)

2・3 (省略)

別表第5 (第8条関係)

(省略)

別表第6 (第9条関係)

(省略)

<p>別表第5 (第9条関係) (現行に同じ。)</p>	<p>別表第7 (第10条関係) (省略)</p>
----------------------------------	-------------------------------

2 目黒区立幼稚園条例の一部改正 (付則第3条関係) 新旧対照表 ( \_\_\_\_\_ は、改正点)

付則第3条による改正案	現 行 条 例
<p>(使用料)</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項の額のうち、子ども・子育て支援法第28条第2項第3号又は附則第9条第1項第1号イ若しくは第2号イ(1)に規定する目黒区が定める額は、目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例(平成27年3月目黒区条例第13号)の定めるところによる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>2 前項の額のうち、子ども・子育て支援法第28条第2項第3号又は附則第9条第1項第1号イ若しくは第2号イ(1)に規定する目黒区が定める額(以下「利用者負担額」という。 )は、目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例(平成27年3月目黒区条例第13号)の定めるところによる。</p> <p><u>(利用者負担額の減免)</u></p> <p>第8条 委員会は、特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(利用者負担額の不還付)</u></p> <p>第9条 既に納めた利用者負担額は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p>

<p>(退園)</p> <p><u>第8条</u> 委員会は、幼稚園に入園している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者を退園させることができる。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる場合のほか、委員会が在園を不相当と認めるとき。</p> <p><u>第9条</u> (現行に同じ。)</p>	<p>(退園)</p> <p><u>第10条</u> 委員会は、幼稚園に入園している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者を退園させることができる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>正当な理由がなく利用者負担額を納付しないとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号</u>に掲げる場合のほか、委員会が在園を不相当と認めるとき。</p> <p><u>第11条</u> (省略)</p>
---	---

3 目黒区立こども園条例の一部改正 (付則第5条関係) 新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

付則第5条による改正案	現 行 条 例
<p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> 小学校就学前の子どもに対して教育及び保育を実施するとともに、地域の子育てを支援するため、東京都認定こども園の認定要件に関する条例 (平成18年12月東京都条例第174号) <u>第3条第1号</u>に規定する幼稚園型認定こども園として、目黒区立こども園 (以下「こども園」という。) を設置する。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> (現行に同じ。)</p>	<p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> 小学校就学前の子どもに対して教育及び保育を実施するとともに、地域の子育てを支援するため、東京都認定こども園の認定要件に関する条例 (平成18年12月東京都条例第174号) <u>第3条第2号</u>に規定する幼稚園型認定こども園として、目黒区立こども園 (以下「こども園」という。) を設置する。</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> (省略)</p>

2 前項の額のうち、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号又は附則第9条第1項第1号イ若しくは第2号イ(1)に規定する目黒区が定める額は、目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例(平成27年3月目黒区条例第13号)の定めるところによる。

(時間外保育料等の不還付)

第11条 既に納めた時間外保育料及び一時預かり保育料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(退園)

第12条 委員会は、こども園に入園している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者を退園させることができる。

(1)～(3) (現行に同じ。)

(4) 正当な理由がなく時間外保育料及び一時預かり保育料を納付しないと

2 前項の額のうち、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号又は附則第9条第1項第1号イ若しくは第2号イ(1)に規定する目黒区が定める額(以下「利用者負担額」という。)は、目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例(平成27年3月目黒区条例第13号)の定めるところによる。

(利用者負担額の減免)

第11条 委員会は、特別の事情があるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の不還付)

第12条 既に納めた利用者負担額、時間外保育料及び一時預かり保育料(以下「利用者負担額等」という。)は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(退園)

第13条 委員会は、こども園に入園している者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該者を退園させることができる。

(1)～(3) (省略)

(4) 正当な理由がなく利用者負担額等を納付しないとき。



き。

(5) (現行に同じ。)

第13条 (現行に同じ。)

(5) (省略)

第14条 (省略)

資料別表第1

1 保育標準時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。)を受けている者の属する世帯(以下「被保護世帯等」という。)並びに支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの世帯	ひとり親等世帯	1,000	700	700
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,000	1,400	1,400
C2	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が30,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	1,250	1,050	1,050
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,500	2,100	2,100
C3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以外の世帯	ひとり親等世帯	1,600	1,400	1,350
		ひとり親等世帯以外の世帯	3,200	2,800	2,700
D1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,550	3,000	3,000
		ひとり親等世帯以外の世帯	7,100	6,000	6,000
D2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上	ひとり親等世帯	4,400	3,850	3,800
		ひとり親等世帯以外の世帯	8,800	7,700	7,600

	75,000円未満の世帯				
D3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,950	4,900	4,850
		ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,900	9,800	9,700
D4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,500	11,700	11,600
D5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		20,600	13,700	13,600
D6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		23,100	15,400	15,300
D7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯		25,900	17,300	17,200
D8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯		28,300	18,800	18,700
D9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯		31,000	20,500	20,300
D10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯		33,400	22,500	21,000
D11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯		36,100	24,600	21,800
D12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯		38,700	26,400	22,600
D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯		41,400	28,200	23,400
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯		43,900	29,200	24,200
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯		46,400	30,100	24,800
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得		48,000	30,800	25,300

	割課税額が390,000円以上405,000円未 満の世帯			
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が405,000円以上420,000円未 満の世帯	50,000	31,200	25,600
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が420,000円以上470,000円未 満の世帯	55,200	31,600	25,900
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が470,000円以上520,000円未 満の世帯	62,100	32,000	26,400
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が520,000円以上570,000円未 満の世帯	69,400	32,300	26,600
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が570,000円以上735,000円未 満の世帯	75,700	32,700	26,900
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が735,000円以上900,000円未 満の世帯	77,700	33,100	27,200
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が900,000円以上1,100,000円 未満の世帯	79,000	33,600	27,800
D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が1,100,000円以上1,300,000 円未満の世帯	80,400	34,000	28,400
D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得 割課税額が1,300,000円以上の世帯	81,600	34,500	28,900

## 2 保育短時間

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区 分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	被保護世帯等及び支給認定保護者が里親である世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	0	
C1	A階層を除 き当該年度 分の区市町 村民税のう ち均等割の みの世帯	ひとり親等世帯	1,000	700	700
		ひとり親等世帯以外の世帯	2,000	1,400	1,400
C2	A階層を除 き当該年度 分の区市町 村民税のう ち所得割課 税額が0円 以外の世帯	当該年度分の区 市町村民税のう ち所得割課税額 が30,000円未 満の世帯	ひとり親等世帯 1,250	ひとり親等世帯以外 の世帯 1,050	1,050
		ひとり親等世帯以外 の世帯	2,500	2,100	2,100
C3	当該年度分の区 市町村民税のう ち所得割課税額 以外の世帯	ひとり親等世帯	1,600	1,400	1,350
		ひとり親等世帯以外 の世帯	3,200	2,800	2,700

	が30,000円以上 45,000円未満の 世帯				
D1	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,000円以上60,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	3,500	2,950	2,950
		ひとり親等世帯以外の世帯	7,000	5,900	5,900
D2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が60,000円以上75,000円未満の世帯	ひとり親等世帯	4,350	3,800	3,750
		ひとり親等世帯以外の世帯	8,700	7,600	7,500
D3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が75,000円以上90,000円未満の世帯	ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	4,900	4,850	4,800
		ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	9,800	9,700	9,600
D4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が90,000円以上125,000円未満の世帯		16,300	11,600	11,500
D5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,000円以上160,000円未満の世帯		20,300	13,500	13,400
D6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上195,000円未満の世帯		22,800	15,200	15,100
D7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が195,000円以上220,000円未満の世帯		25,500	17,100	17,000
D8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上245,000円未満の世帯		27,900	18,500	18,400
D9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が245,000円以上270,000円未満の世帯		30,500	20,200	20,000
D10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が270,000円以上295,000円未満の世帯		32,900	22,200	20,700
D11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が295,000円以上320,000円未満の世帯		35,500	24,200	21,500

D12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上345,000円未満の世帯	38,100	26,000	22,300
D13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が345,000円以上360,000円未満の世帯	40,700	27,800	23,100
D14	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上375,000円未満の世帯	43,200	28,800	23,800
D15	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が375,000円以上390,000円未満の世帯	45,700	29,600	24,400
D16	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が390,000円以上405,000円未満の世帯	47,200	30,300	24,900
D17	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が405,000円以上420,000円未満の世帯	49,200	30,700	25,200
D18	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が420,000円以上470,000円未満の世帯	54,300	31,100	25,500
D19	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が470,000円以上520,000円未満の世帯	61,100	31,500	26,000
D20	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上570,000円未満の世帯	68,300	31,800	26,200
D21	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が570,000円以上735,000円未満の世帯	74,500	32,200	26,500
D22	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が735,000円以上900,000円未満の世帯	76,400	32,600	26,800
D23	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,100,000円未満の世帯	77,700	33,100	27,400
D24	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,300,000円未満の世帯	79,100	33,500	28,000
D25	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,300,000円以上の世帯	80,300	34,000	28,500

注1 年齢の区分は、特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した年度の初日の前日における支給認定子どもの満年齢による。

- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

5 月の中途において特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

資料別表第2

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。)及び支給認定保護者が養育里親等である世帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯以外の世帯 0 3,000
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯 ひとり親等世帯 ひとり親等世帯以外の世帯 3,000 10,100
D		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上211,201円未満の世帯 20,500
E		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,201円以上の世帯 25,700

注

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 月の中途において特定教育・保育(教育に限る。)、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。



資料別表第3

1 区立幼稚園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義		円	
A	被保護世帯等		0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。)及び支給認定保護者が養育里親等である世帯		0	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯以外の世帯	1,450 2,900
		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯以外の世帯	2,250 4,500
E	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超える世帯	ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満のものに限る。)	ひとり親等世帯(当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上のものに限る。)及びひとり親等世帯以外の世帯	3,000 9,000

2 区立こども園

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額)	
階層区分	定義		円	
A	被保護世帯等		0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む。)及び支給認定保護者が養育里親等である世帯		0	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下の世帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯以外の世帯	2,050 4,100
		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下の世帯	ひとり親等世帯 ひとり親等世帯以外の世帯	3,000 6,300
E	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	3,000 10,100
		当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円以上の世帯		12,500

注

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 2 地方税法第323条の規定による区市町村民税の減額があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。
- 3 4月から8月までの月分の利用者負担額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。
- 4 月の中途において区立幼稚園又は区立こども園の利用を開始し、又は終了した場合の利用者負担額は、日割により計算した額とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。